

令和6年7月10日

分任支出負担行為担当官
北薩森林管理署長 林 友和

工事名称	施工場所	工事種別	工事概要	入札方式
山田浦治山工事	鹿児島県伊佐市菱刈前目地内	治山工事	山腹工0.08ha	一般競争入札 総合評価落札方式
予定価格(税抜き)	調査基準価格(税抜き)	契約年月日	契約相手方の商号又は名称及び住所	
9,323,000円	8,368,720円	令和6年7月5日	鹿児島県鹿児島市真砂町2番11号 林建設株式会社 代表取締役 西釜 茂文	
契約金額(税抜き)	工事着手時期	工事完成時期		
9,300,000円	令和6年8月	令和6年12月		

○予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第73条の規定に基づく競争参加資格

別添「入札公告」のとおり

○競争に参加しようとした者の商号又は名称並びにそのうち競争に参加させなかった者の商号又は名称並びにその者を参加させなかった理由

別紙「競争参加資格確認結果書」(別添1)のとおり

○入札者の商号又は名称及び各入札者の各回の入札金額

別紙「入札執行調書」(別添2)のとおり

○予定価格の作成に用いた積算価格についての内訳

別紙「工事積算内訳書」(別添3)のとおり

入札公告（森林土木工事）（総合評価落札方式）

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

令和6年5月30日

分任支出負担行為担当官
北薩森林管理署長 林 友和

1 工事概要

（１）工 事 名 山田浦治山工事

（２）工事場所 鹿児島県伊佐市菱刈前田地内（水源かん養保安林）

（３）工事内容 山腹工 1箇所 0.08ha

（４）工期 契約締結日の翌日から令和6年12月20日まで
（工期は、「4週8休」を標準として設定）

令和6年8月7日（工事着手期限）までに工事を開始すること。

本工事は、受注者の施工体制の確保及び建設資材の確保を図るため、余裕期間を見込んだ工事であり、工事着手期限までの間で、受注者は工事の着手日を任意に設定することができる。

契約締結の日から工事着手日の前日までの間は余裕期間となり、余裕期間内は技術者を配置することを要しない。

また、余裕期間内に施工体制等の確保及び建設資材の確保が図られた場合は、監督職員との協議により工事着手できるものとする。なお、余裕期間内に工事着手した場合においても、工期の終期の変更は行わない。

（５）本工事は、総合評価落札方式（簡易型）における提出資料の簡素化（技術提案の施工計画の省略）や技術審査・評価の効率化を図り、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する工事である。

（６）本工事は、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の工事である。

（７）本工事は、入札等を電子入札システムにより行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

(8) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成 12 年法律第 104 号)に基づき、分別解体及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

(9) 本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

(10) 本工事は、週休 2 日を促進するため、現場閉所による週休 2 日に取り組むことを前提として直接工事費及び間接工事費の一部を補正して実施する試行工事(発注者指定方式)である。

契約締結後、週休 2 日を確保して実施するものとし、その取組状況に応じ林野庁工事成績評定要領(平成 10 年 3 月 31 日付け 10 林野管第 31 号林野庁長官通知)に基づく工事成績評定において評価を行うとともに、週休 2 日の取組実績証明書を発行する。

(11) 本工事は、令和 6 年 3 月 1 日以降の労務単価を適用した工事である。

詳しくは九州森林管理局ホームページ

https://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/tisan/announce/sekisan_kouhyou.html#290327

を参照すること。

(12) 本工事は、令和 5 年度積算基準に基づくものであるが、令和 6 年 3 月 28 日に「令和 6 年 4 月から適用する森林整備保全事業設計積算要領等に係る取扱いについて」(令和 6 年 3 月 28 日付け 5 林整計第 1055 号林野庁森林整備部計画課長通知)が通知されたことを踏まえ、工事の発注者又は受注者は、国有林野事業工事請負契約約款第 63 条の規定に基づき、次の方式により算出された請負代金額等に変更する協議を行うことができるものとする。

変更後の請負代金額等 = $P_{\text{新}} \times k$

この式において、「 $P_{\text{新}}$ 」及び「 k 」は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$: 新積算基準により積算された予定価格に相当する額(単価は入札書の受付開始の日のもの)

k : 当初契約の落札率

(13) 本工事は、「共通仮設費のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象費」という。)について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労務者確保に要する方策に変更が生じ、森林整備保全事業設計積算要領に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

・営繕費 : 労務者送迎費、宿泊費、借上費

(宿泊費、借上費については、労務者確保に係るものに限る。)

・労務管理費 : 募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

2 競争参加資格

- (1) 「予算決算及び会計令」(昭和 22 年勅令第 165 号) 第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第 70 条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 九州森林管理局における土木一式工事に係る B, C 又は D 等級の一般競争参加資格の認定を受けていること。ただし、D 等級においては資格点数が 1,000 点以上の格付者であること(注: B 等級の場合は削除) (「会社更生法」(平成 14 年法律第 154 号) に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は「民事再生法」(平成 11 年法律第 225 号) に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、九州森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再確認を受けていること。)
- (3) 「会社更生法」に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は「民事再生法」に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者(上記(2)の再確認を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 平成 21 年度以降公告日の前日までに元請として、次に示す森林土木工事を施工した実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。)
- なお、当該実績が森林管理局長、森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長、治山センター所長及び総合治山事業所長(以下「森林管理局長等」という。)が発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、「林野庁工事成績評定要領」(平成 10 年 3 月 31 日付け 10 林野管第 31 号林野庁長官通知) 第 4 の 3 に規定する工事成績評定表の評定点合計(以下「評定点合計」という。)が 65 点未満のものを除く。
- 経常建設共同企業体にあつては、全ての構成員が上記の基準を満たす施工実績を有すること。

- | |
|--|
| <p>・ 森林土木工事 : ① 治山関係事業における溪間工事及び山腹工事</p> <p>② 林道の新設工事若しくは改良工事若しくは災害復旧工事又は保安林管理道の新設工事若しくは改良工事若しくは災害復旧工事</p> <p>③ 林道規定に定める自動車道 2 級以上に相当する作業道の新設工事</p> <p>のうち①が該当する工事</p> |
|--|

- (5) 「建設業法」(昭和 24 年法律第 100 号) に基づく「主任技術者又は監理技術者」(以下「主任(監理)技術者」という。)の配置については、次に掲げる基準を満たす主

任（監理）技術者を配置できること。

ただし、本工事において、現場施工に着手するまでの期間及び工事完成後、検査が終了し事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、必ずしも主任技術者又は監理技術者の専任の配置は要しない。

- ① 技術士（建設部門又は森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、2級土木施工管理技士、2級建設機械施工技士又は林業技士（森林土木部門に限る。）以上の資格を有する者であること。
- ② 平成21年度以降公告日の前日までに、森林土木工事において、次の職務の経験を有する者であること。ただし、交代等により全工期（余裕期間は除く）のうち半分未満の経験を有する者は該当しない。

なお、当該実績が森林管理局長等が発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

ア 主任（監理）技術者

イ 主任（監理）技術者の下で行った工程管理、出来形管理、品質管理及び安全管理のうち、いずれか2以上の職務の経験のある者

ウ 現場代理人

- ・ 森林土木工事：① 治山関係事業（溪間工事、山腹工事、地すべり工事、海岸防災林造成の工事）の工事
- ② 林道の新設工事若しくは改良工事若しくは災害復旧工事又は保安林管理道の新設工事若しくは改良工事若しくは災害復旧工事
- ③ 林道規程に定める自動車道2級以上に相当する作業道の新設工事
- のうち、いずれかの工事

- ③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

ただし、監理技術者の行うべき職務を補佐する者として、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者等を除く基準をすべて満たす者を当該工事現場に専任で配置する場合は、2現場を限度として兼務できることとする。

なお、主任技術者の専任に係る取り扱いについては、工作物に一体性若しくは連続性のある工事又は施工にあたり相互に調整を必要とする工事で、かつ、工事の施工管理区域間隔が10km程度又は移動時間60分程度の接近した場所において、同一の建設業者が施工する場合には、建設業法施行令第27条第2項が適用できるものとする。

この場合において、主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事について、原則3件程度とする。（監理技術者には適用しない）

- (6) 競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び総合評価資料（以下「申請書等」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号林野庁長官通知。以下「工事請負契約指名停止等措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 森林管理局長等が発注した森林土木工事で、過去 3 年間（令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで）に完成した工事で工事成績評定を受けた工事がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が 65 点以上であること。
- (8) 上記 1 に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（入札説明書を参照のこと。）。
- (10) 「建設業法」に基づく本店又は支店若しくは営業所が、九州森林管理局管内の市町村に所在すること。
また、経常建設共同企業体として資料を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、九州森林管理局管内の市町村に所在すること。
- (11) 「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成 19 年 12 月 7 日付け 19 経第 1314 号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (12) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
・健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
・厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
・雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務
- (13) 下請契約等からの社会保険等未加入建設業者の排除等
工事を施工するために締結した全ての下請契約について、受注者は、原則として、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方にすることはできない。（ただし、適用除外者は除く。）

3 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記 2 に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、

次に掲げるところに従い、申請書等を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(2) 申請書等の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間：令和6年5月31日から令和6年6月13日までの土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く毎日、9時から17時までとする。
ただし、提出期間最終日の令和6年6月13日は15時までとする。
- ② 提出先：〒895-1813 鹿児島県薩摩郡さつま町轟町35-3
北薩森林管理署 総務グループ
電話 0996-48-4900
メールアドレス：E-mail：ky-hokusatsu@maff.go.jp
- ③ その他：電子入札システムを用いて提出すること。詳細は入札説明書によるものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けない。ただし、承諾を得て紙入札による場合は②の場所に持参すること。

(3) 申請書等は入札説明書により作成すること。

(4) 上記(2)に規定する期限までに申請書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認めた者は本競争に参加できない。

(5) 省略を認める書類

過去3年間（令和3年4月1日から令和6年3月31日まで）に完成した工事で森林管理局長等発注の森林土木工事に係る工事成績評定通知書（写）の添付については、本公告による競争参加資格申請が今年度の2回目以降の申請であり、既に前回までの申請書に添付している場合には、様式に工事名、工事成績評定点等を記載した上で「〇〇森林管理（局、（支）署）令和〇〇年〇〇月〇〇日入札の〇〇工事において提出済み」と記載すれば再度の添付を要しない。（入札説明書を参照のこと）

4 施工体制確認型総合評価落札方式に関する事項

(1) 施工体制確認型総合評価落札方式の仕組み

本工事の施工体制確認型総合評価落札方式は次の方法により落札者を決定する方式とする。

- ① 入札説明書に示された競争参加資格を満たしている場合に、標準点100点を付与する。
- ② 上記3(1)の総合評価資料により示された実績等により最大30点の加算点及び最大30点の施工体制評価点を付与する。
- ③ 付与された標準点、加算点及び施工体制評価点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値（以下「評価値」という。）を用いて落札者を決定する。

その評価項目等の概要は、次に示すとおりとするが、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等については、入札説明書において明記している。

(2) 評価項目

評価項目は、次に示すとおりである。

- ① 施工能力等に関する事項
- ② 信頼性・社会性に関する事項
- ③ 施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）に関する事項

なお、①及び②の項目で最大 30 点の加算点、③の項目で最大 30 点の施工体制評価点とする。

(3) 落札者の決定の方法

入札参加者は価格をもって入札する。標準点に加算点を加えた点数をその入札価格で除して得られる評価値（評価値＝{(標準点＋加算点＋施工体制評価点)／(入札価格)}）を算出し、次の条件を満たした者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。ただし、予定価格が1千万円を超える工事について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件をすべて満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

- ① 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- ② 評価値が標準点（100 点）を予定価格で除した数値「基準評価値」を下回らないこと。

5 入札手続等

(1) 担当部局

〒895－1813 鹿児島県薩摩郡さつま町轟町35－3

北薩森林管理署 総務グループ

電話 0996－48－4900

メールアドレス：E-mail：ky-hokusatsu@maff.go.jp

(2) 入札説明書等の配布期間、場所及び方法

入札説明書等（図面類を含む。）は、本公告の日から入札日の前日までの期間において電子入札システムを用いて入手できる。

なお、電子入札システムによりがたい場合は次に掲げるところによる。

- ① 配布期間：令和6年5月30日から令和6年6月27日までの土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く毎日、9時から17時まで（12時から13時までを除く。）とする。
- ② 場 所：〒895－1813 鹿児島県薩摩郡さつま町轟町35－3
北薩森林管理署 総務グループ
電話 0996－48－4900

- ③ 図面類は閲覧によること。
- ④ 配布資料は無料である。

(3) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得た場合は、紙入札方式による入札書を持参すること。なお、郵送等による提出は認めない。

- ① 電子入札システムによる入札の締切りは、令和6年6月28日11時00分。
- ② 紙入札方式により入札の締切りは、令和6年6月28日11時00分とし、北薩森林管理署 会議室において入札。
- ③ 開札は、令和6年6月28日11時05分に、北薩森林管理署 会議室において行う。
- ④ 紙入札方式による入札の執行に当たっては、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

6 その他

- ### (1) 手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

- ① 入札保証金 免除
- ② 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行川内代理店）。ただし、金融機関又は保証事業会社（「公共工事の前払金保証事業に関する法律」（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証会社をいう。）の保証（取扱官庁 北薩森林管理署）をもって契約保証金の納付に代えることができる。
また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

(3) 工事費内訳書の提出

第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより提出すること。紙入札方式による場合は、入札書とともに工事費内訳書を提出すること。

なお、当該工事費内訳書の提出のない者のした入札、及び不備等があった者の入札は無効とする。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載を行った者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

この場合には、「工事請負契約指名停止等措置要領」第1第1項の規定に基づく指

名停止又は第 10 の規定に基づく書面若しくは口頭での警告若しくは注意の喚起を行うことがある。

(5) 配置予定主任（監理）技術者の確認

落札者決定後、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS）」等により配置予定の主任（監理）技術者の専任制違反の事実が確認された場合には、契約を締結しないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、配置予定主任（監理）技術者の変更は認めない。

(6) 低入札価格調査を受けた者と契約する場合は、建設業法の定めにより配置する技術者とは別に 2 の(5)に定める要件と同一の要件を満たす技術者を専任で 1 名現場に配置することとする。

(7) 契約書作成の要否

作成を要する。

(8) 関連情報を入手するための照会窓口

上記 5 (1)に同じ。

(9) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記 2 (2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記 3 (2)により申請書等を提出することができる。ただし、競争に参加するには、開札の時に、当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(10) 申請書等の内容のヒアリング

原則として行わない。ただし、ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。

(11) 施工体制確認のためのヒアリング

施工体制確認のためのヒアリングを実施するとともに、その際、追加資料の提出を求めることがある。

(12) 本案件は、入札及び資料の提出等を電子入札システムにより行うものであり、詳細については、入札説明書及び電子入札システム運用基準（平成 16 年 7 月 林野庁）による。

(13) 本公告に係る森林土木工事請負契約における契約約款は、こちらからダウンロードされたい。

詳しくは当森林管理局のホームページ

http://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/kouhyou/keiyaku_yakkan/index.html

を確認すること。

なお、上記ダウンロードをもって契約約款の交付に代え、契約約款の交付日は本公告日とする。

- (14) 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、「農林水産省発注者綱紀保持規程」（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）第 10 条及び第 11 条にのっとり、第三者から以下の不当な働き掛けを受けた場合は、これを拒否し、その内容（日時、相手方及び働き掛けの内容）を記録し、同規定第 9 条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会（以下、「委員会」という。）に報告し、委員会の調査分析において不当な働き掛けと認められた場合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームページにより公表する。

（不当な働き掛け）

- ① 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
- ② 指名競争入札において自らを指名すること又は他社を指名しないことの依頼
- ③ 自らが受注すること又は他社に受注させないことの依頼
- ④ 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取
- ⑤ 公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取
- ⑥ 公表前における発注予定に関する情報聴取
- ⑦ 公表前における入札参加者に関する情報聴取
- ⑧ その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

詳しくは当森林管理局のホームページ

<http://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/apply/publicsale/koubo/index.html>

を確認すること。

[様式2]

競争参加資格確認結果書

1. 工 事 名 山田浦治山工事
2. 所 属 事 務 所 鹿児島県伊佐市菱刈前目地内
3. 入 札 日 令和6年6月28日
4. 競争参加資格確認結果通知期限日 令和6年6月13日

[illegible]

入札執行調書

調達案件番号(第003807014020240002号)				調達案件名称		山田浦治山工事			
業者名称	技術評価点					入札第1回			備考
	総計	標準点	技術提案加算点		施工体制評価点	金額	評価値	順位	
			換算加算点(小計)	企業評価					
林建設(株)	157	100	27	27	30	9,300,000	168.817	1	落札
(注)上記金額は、入札者が見積もった金額の110分の100に相当する金額である。									

入札執行月日

令和06年6月28日

開札結果は上記の金額の通り相違ありません。

執行官

林 友和

立会・確認職員

花田 孝文

古田 敏也

本工事費内訳書

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
山腹工	式	1		4,724,000	費目行
NO.1山腹工	式	1		3,292,000	工種行
人力のり切工（山） 砂質土、粘性土、礫質土及び軟岩（Ⅰ）A	m3	28	8,644	242,032	1号代価表 3頁
侵食防止用植生マット工 切土	m2	800 200	3,295	2,636,659	2号代価表 4頁
二重布団かご工 50*120*200 井13cm	m	32	12,937	413,984	3号代価表 5頁
倒木（流木）処理工	式	1		579,000	工種行
積込 低質材 N・L込 ラップルローダ	m3	36 800	1,481	54,500	4号代価表 6頁
根切	m3	15 200	5,841	88,783	5号代価表 7頁
根積込	m3	15 200	3,675	55,860	6号代価表 8頁
小型不整地運搬車運搬 クロー式2.0t級 片道420m 木材 機械積込	m3	52	1,830	95,160	7号代価表 9頁
積込 低質材 N・L込 ラップルローダ	m3	36 800	1,481	54,500	4号代価表 6頁
根積込	m3	15 200	3,675	55,860	8号代価表 10頁
根株運搬 10tダンプトラック 運搬距離9.8km	m3	15 200	7,647	116,234	9号代価表 11頁
倒木運搬 運搬距離9.8km 治局7-7-4	m3	36 800	1,606	59,100	10号代価表 12頁

本工事費内訳書

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
その他工	式	1		853,000	工種行
産廃処理費	式	1		853,600	11号代価表 13頁
直接工事費	式	1		4,724,000	
共通仮設費計	式	1		634,000 + 73,000 707,000	
共通仮設費(率計上)	式	1		4,012,720 * 15.8 / 100 634,000	
現場環境改善費(率計上)	式	1		3,871,000 * 1.89 / 100 73,000	
純工事費	式	1		4,724,000 + 707,000 5,431,000	
現場管理費	式	1		4,719,720 * 48.5 / 100 2,289,000	
工事原価	式	1		5,431,000 + 2,289,000 7,720,000	
一般管理費等	式	1		((7,008,720 * (22.84 + 0 + 0) / 100) + 2,803.488) - 0 1,603,595	
一般管理費等計	式	1		1,603,595 1,603,000	
工事価格	式	1		9,323,000 9,323,000	
消費税相当額	式	1		9,323,000 * 10 / 100 932,300	
請負金額	式	1		9,323,000 + 932,300 10,255,300	

(1号代価表)

[illegible]

3 頁

侵食防止用植生マット工
切土

代価表
(2号代価表)

100 m2当り

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
土木一般世話役	人	0 500	33, 075	16, 538		[R6. 3]
法面工	人	1 300	31, 500	40, 950		[R6. 3]
普通作業員	人	0 700	20, 895	14, 627		[R6. 3]
諸雑費	%	5		3, 606	諸雑費	
侵食防止用植生マット W＝1m L＝25m	m2	120	2, 000	240, 000		[見積]
アンカー φ 9×200L	本	87	52	4, 524		[見積]
止釘 φ 5×150L	本	384	24	9, 216		[見積]
計				329, 461		
1 m2 当り				3, 295		

二重布団かご工
50*120*200 #13cm

代価表
(3号代価表)

10 m 当り

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
普通作業員	人	1 050	20, 895	21, 940		[R6. 3]
バックホ運転経費 第2次基準値 山積0. 28m3 [0. 20m3] 割増0%	時間	0 900	7, 780	7, 002	12号代価表 14頁	
二重フトンカゴ クロスネット	m	10	9, 420	94, 200		[3082]
床捲え 人力	m2	12	519	6, 228	13号代価表 15頁	
計				129, 370		
1 m 当り				12, 937		

積込
低質材 N・L込 ラップルローダ

代価表
(4号代価表)

39.200 m3当り

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
グラップルローダ運転 6 t	時間	6	9,676	58,056	14号代価表 16頁	
計				58,056		
1 m3 当り				1,481		

根切

代価表

(5号代価表)

10 m3当り

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
特殊作業員	人	0.630	29,610	18,654		[R6.3]
普通作業員	人	0.420	20,895	8,776		[R6.3]
バックホ(排対1次) クローラ型・山積0.45m3(平積0.35m3)	時間	3.300	8,641	28,515	1号単価表 17頁	
諸雑費	%	9		2,469	諸雑費	チェンソーの損料及び燃料等の費用
計				58,414		
1 m3 当り				5,841		

根積込

代価表

(6号代価表)

10 m3当り

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
普通作業員	人	0.270	20,895	5,642		[R6.3]
バックホ(排対1次) クローラ型・山積0.45m3(平積0.35m3)	時間	3.600	8,641	31,108	1号単価表 17頁	
計				36,750		
1 m3 当り				3,675		

小型不整地運搬車運搬 クロー式2.0t級
片道420m 木材 機械積込

代価表
(7号代価表)

100 m3 当り

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
不整地運搬車(賃料) 6.9h 2.0t(クロー型油圧式ダンプ式)	日	4 356	42,020	183,039	2号単価表 18頁	
計				183,039		
1 m3 当り				1,830		

根積込

代価表

(8号代価表)

10 m3当り

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
普通作業員	人	0.270	20,895	5,642		[R6.3]
バックホ(排対1次) クローラ型・山積0.45m3(平積0.35m3)	時間	3.600	8,641	31,108	1号単価表 17頁	
計				36,750		
1 m3 当り				3,675		

根株運搬
10tダンプトラック 運搬距離9.8km

代価表
(9号代価表)

1.400 m3当り

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
ダンプトラック(普通)運転経費 オンロード・デイスル・積載質量10t積級	時間	1	10,706	10,706	3号単価表 19頁	
計算例(運搬距離10.6kmの場合) ① $\alpha = 3.6 / 10 * 2.9 * 60 = 63$ 分(作業時間)						
② $Cm = 4.8 * 10.6km + 63分 = 114$ 分(サイクルタイム)						
③ $Vt = 60 / 114分(サイクルタイム) * 2.9 * 0.9 = 1.4m3/h$						
計				10,706		
1 m3 当り				7,647		

倒木運搬
運搬距離9.8km 治局7-7-4

代価表
(10号代価表)

10 m3当り

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
ダンプトラック(普通)運転経費 オンロード・ディーゼル・積載質量10t積級	時間	1 500	10,706	16,059	4号単価表 20頁	
計				16,059		
1 m3 当り				1,606		

産廃処理費

代価表
(11号代価表)

1 式 当 り

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
産廃処理費 木くず	t	36,800	17,000	625,600		[見積]
産廃処理費 伐採根	t	15,200	15,000	228,000		[見積]
計				853,600		
1 式 当 り				853,600		

12号代価表

(12号代価表)

1 時間当り

[illegible]

床拵え
人力

代価表
(13号代価表)

10 m2当り

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
山林砂防工	人	0 200	25, 935	5, 187		[R5. 3]
計				5, 187		
1 m2 当り				519		

グラップルローダ運転
6 t

代価表
(14号代価表)

1 時間当り

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
特殊作業員	人	0 170	29, 610	5, 034		[R6. 3]
軽油 小型ローラー・パトロール給油 2~4KL積載車	L	9	148	1, 332		
グラップルローダ損料 6 t	時間	1	3, 310	3, 310		
計				9, 676		
1 時間 当り				9, 676		

1号单侧表

(1号单価表)

1 時間当り

[illegible]

(2号单価表)

1 日 当 り

18 頁

ダンプトラック(普通)運転経費
オンロード・デイスール・積載質量10t積級

単価表
(3号単価表)

1 時間 当 り

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
運転手(一般)(屋外補正対象外)	人	0 170	27, 615	4, 695		[R6. 3]
軽油 小型ローリー・パトロール給油 2~4KL積載車	L	9 800	148	1, 450		
ダンプトラック オンロード・デイスール・積載質量10t積級	時間	1	4, 330	4, 330		[R5建設機械等損料表] [0301-011-110-001]
タイヤ損耗費及び補修費(1時間当り) ダンプトラック10t・普通	時間	1	231	231		[R5建設機械等損料表]
計				10, 706		
1 時 間 当 り				10, 706		

ダンプトラック(普通)運転経費
オンロード・デイスール・積載質量10t積級

単価表
(4号単価表)

1 時間 当り

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
運転手(一般)(屋外補正対象外)	人	0 170	27, 615	4, 695		[R6. 3]
軽油 小型ローリー・パトロール給油 2~4KL積載車	L	9 800	148	1, 450		
ダンプトラック オンロード・デイスール・積載質量10t積級	時間	1	4, 330	4, 330		[R5建設機械等損料表] [0301-011-110-001]
タイヤ損耗費及び補修費(1時間当り) ダンプトラック10t・普通	時間	1	231	231		[R5建設機械等損料表]
計				10, 706		
1 時 間 当り				10, 706		